

令和2年5月21日

保護者様

千曲市教育委員会
千曲市立治田小学校校長 吉池 光則

出席停止・臨時休業の基準変更について

新型コロナウイルス感染の「緊急事態宣言」が長野県で解除（5月14日）されたことから、5月25日より市内の小中学校を再開します。4月10日付の出席停止・臨時休業の基準変更通知から約2か月が経ち、国・県の対応や状況も変化しています。

つきましては、千曲市内小中学校の出席停止及び臨時休業の基準を下記の通り変更します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、感染の状況により、改めて通知を出します。

記

1 出席停止

- (1) 次のいずれかの症状のとき出席停止とします。（学校保健安全法第19条による）
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ② 風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）がある場合
 - ③ 味や臭いに異常を感じる場合
- ※①の症状があるときは、必ずかかりつけの医療機関に電話などで相談して、医師の指示に従ってください。
- ※②または③の症状が4日以上続くときも、かかりつけの医療機関に相談して、医師の指示に従ってください。
- (2) 児童生徒や保護者が、登校について不安（感染する不安・うつす不安）を持ち、保護者の判断により児童生徒の登校を見合わせたい場合は、学校にご相談ください。（令和2年4月3日長野県教育委員会通知）
- (3) 児童生徒の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は2週間の出席停止とします。（学校保健安全法第19条による）
ただし、2週間後以降は、医師による治癒証明等により保健所・学校医と相談の上、登校を許可します。

2 臨時休業

- (1) 上記1の(3)の場合、市内小中学校すべてにおいて2週間の臨時休業とします。
(学校保健安全法第20条による)
- (2) 上記2の(1)以外の場合の措置については、状況により判断します。

※児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。

この対応は、令和2年5月21日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行います。その場合は、PTAメール・学校HP・学校昇降口・千曲市HPに掲載しますのでご留意ください。